

## 委託契約条項

### (総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の委託契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は、甲の示した仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、履行期限までに委託された調査等の事項（以下「委託事項」という。）の調査等を実施し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他に委任し、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

### (特許権等)

第3条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

### (仕様書等の疑義)

第4条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

### (輸送費)

第5条 委託事項の実施に当たっての輸送費（交通費含む。）は代金に含まれるものとする。

### (実施計画書の承諾)

第6条 乙は、契約締結後、速やかに委託事項の実施計画書を甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。

2 乙は、前項に規定する実施計画書を変更する必要がある場合には、その理由を付して、甲に申請し、その承諾を得るものとする。

### (器材等の管理)

第7条 乙は、委託事項の実施に必要な製作又は購入した器材及び参考文献等（以下「器材等」という。）で契約代金に含まれるものは、器材等を製

作し、若しくは購入したときから、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 乙は、委託事項の実施終了後、前項に規定する器材等で使用可能なものについては、甲の指示に従い甲に引き渡すものとする。

(契約の変更)

第8条 甲は、委託事項の実施が完了するまでの間において必要がある場合は、履行期限、履行場所及び仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。
- 3 前項の規定により契約金額を変更する場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第9条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(監督)

第10条 甲は、委託事項の実施について必要と認めた場合には監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

- 2 監督官は、乙が実施するこの契約の履行について、立ち会い、指示、審査及び確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。
- 3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(検査)

第11条 甲は、委託事項の実施が完了したときには、仕様書等の定めるところにより、必要な検査を行うものとする。

- 2 検査は、履行内容が仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格

の判定を行うものとする。

- 3 乙又は乙の代理人は、前項に規定する検査に立ち会わなければならない。ただし、乙又は乙の代理人が立ち会わないときには、それぞれ欠席のまま甲は検査を行うことができる。この場合、乙又は乙の代理人は、検査の結果について異議を申立てることはできない。
- 4 乙は、前各項に規定する検査に合格しないときには、遅滞なくこれの修補、交換等を行い、甲の検査を受けなければならない。
- 5 検査に必要な直接の費用等は、乙の負担とする。

(代金の支払)

第12条 乙は、前条に規定する検査に合格したときには、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して、30日以内に支払うものとする。

- 2 単価契約の場合、乙は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額(免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。)抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額(円未満切捨て)を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合、又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

(支払遅延利息)

第13条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(無償の履行延期)

第14条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、履行期限までに委託事項の実施を完了し、結果報告書等を提出することができない場合には、その理由を明記して履行期限の延期を甲に申請するものとする。

この場合、甲は、乙の申請を正当と認めたときには無償で履行期限を延期することができる。

(有償の履行延期)

第15条 乙が前条の規定のほか、乙の責に帰す事由により、甲の承認を得て履行期限を過ぎて委託事項を完了したときには、乙は、遅滞料として履行期限の翌日から起算して履行完了の日まで、遅滞1日につきその遅滞部分に対する契約金額の1,000分の1に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りでない。

2 乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

(無償の契約解除)

第16条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により乙が契約の解除を申し出て、甲がこれを承諾したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

(有償の契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号に一に該当するときには、この契約の全部又は一部をを解除することができる。

- (1) 乙の責に帰す理由により、乙が履行期限又は甲の承諾を得て延期された期限までに委託事項を完了しなかった場合
- (2) 乙の責に帰する理由により、乙が委託事項を実施することができなくなった場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって、契約の目的を達する見込みがないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りで

はない。

- 3 契約の解除が単価契約に係る場合、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。
- 4 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第15条第2項の規定を準用する。

（乙の解除権）

第18条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第8条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

（甲の契約解除と損害賠償）

第19条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときには、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

（乙の損害賠償）

第20条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けた場合、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超えるときは、その差額を甲は乙から徴収することができる。
- 3 第1項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 4 乙が前3項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第15条第2項の規定を準用する。

(危険負担)

第21条 第11条に規定する検査合格前において生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は、重大な過失によって生じた場合には、この限りではない。

2 前項ただし書の場合において乙が保険金、損害賠償、その他の代償又は代償の請求権を取得したときには、その価格の限度で甲はその負担を免れるものとする。

(相殺)

第22条 甲は乙に対し、この契約又は他の契約において債権又は債務を有する場合、その債権と債務の対等額について相殺することができる。

(原価等の調査)

第23条 甲は、契約金額の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第24条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

(その他)

第25条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合、甲乙協議して解決するものとする。